

奈良県告示第二百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

令和六年九月二十日

奈良県知事 山下 真

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
桜井こころの診療所	桜井市大字桜井二〇三番地五 山 本ビル二号	令和六年九月一 日
さくら内科クリニック	生駒郡平群町吉新一丁目一―一〇	令和六年九月一 日